

改正

平成26年4月1日告示第46号

平成27年4月1日告示第21号

小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって生活機能の維持向上を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 身体障害者訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）の実施主体は市とする。ただし、市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める事業者（以下「事業受託者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する者で次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定により要介護認定を受けた者は除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた在宅の身体障害者で、かつ、この事業を利用しなければ入浴が困難と市長が認める者
- (2) 医師が入浴可能と認める者

(事業の内容)

第4条 この事業は、事業受託者が訪問入浴車により身体障害者の居宅を訪問し、入浴、清拭、洗髪等のサービスを実施するものとする。

(利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業利用申請書（様式第1号）に医師の診断書（身体障害者訪問入浴サービス事業用）（様式第2号。以下「診断書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業利用決定（却下）通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により申請者に通知するとともに、別に定める入浴サービス利用者名簿に記録しなければならない。

（利用の認定期間及び更新申請）

第7条 前条の規定による利用の認定期間は、利用の決定をした日から最初に到来する6月30日までとする。

2 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了の1月以内に第5条に規定する申請を行わなければならない。

（支給量）

第8条 本事業によるサービスの支給量は、週2回を原則とする。ただし、利用者の状況に応じて利用回数を決定できるものとする。

（利用の変更及び廃止）

第9条 利用者又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業利用変更（中止）届（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- （1） 利用者が住所等を変更したとき。
- （2） 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- （3） 利用を中止するとき。

（利用の取消し）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の決定を取り消すことができる。

- （1） 事業の対象者でなくなったとき。
- （2） 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が当該利用を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消すときには、小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業利用取消通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

（利用の方法）

第11条 利用者が事業を利用しようとするときは、通知書及び医師の診断書の写しを事業受託者に提示しなければならない。

(費用)

第12条 事業受託者の事業に要する1回あたりの費用は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚労省告示第19号）別表第2項イに掲げる訪問入浴介護費の単位数に10を乗じた額とする。

(利用料)

第13条 利用者は、利用料として前条に規定する費用の100分の10に相当する額を事業受託者に支払わなければならない。

(利用料の特例)

第14条 市長は、利用者（利用者に配偶者があるときは、利用者及びその配偶者）の当該年度（4月から6月までの利用については、前年度）における市民税が非課税であるときは、前条に規定する利用料を無料とする。

(委託料)

第15条 市長は、第12条に規定する費用から第13条に規定する利用料を差し引いた額を委託料として事業受託者に支払う。

2 事業受託者は、入浴サービスを提供した日の属する月の翌月10日までに、市長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求する。

3 市長は、前項の請求のあった日から起算して30日以内にその内容を確認のうえ、委託料を支払う。

(遵守事項)

第16条 受託事業者は、サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに主治医又はあらかじめ受託事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業受託者及びその従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その業務を退いた後も、同様とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、入浴サービス事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第46号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第21号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業利用申請書

(あて先) 小矢部市長

申請者 住所
 氏名 ⑩
 (対象者との続柄)
 電話番号

小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

対象者	住所	〒 小矢部市		電話番号		
	氏名		男・女	年 月 日生 (歳)		
	身体障害者手帳 第 号			身体障害者手帳交付年月日 年 月 日		
	障害名		等級	種 級		
生活等の状況	疾病又は負傷	有 (傷病名) ・ 無				
	移動	自立・つえ使用・車いす使用・全介助				
	衣類着脱	自立・一部介助・全介助				
	入浴	自立・一部介助・全介助				
	排泄	自立・一部介助・全介助				
	食事	自立・一部介助・全介助				
	会話	できる・単語のみ・言語が不明瞭・できない				
主介護者氏名		申請者との続柄				
かかりつけの医療機関	医療機関名 主治医名			診療科名 電話		
訪問入浴が必要な理由						
私は、障害福祉担当職員に、税務担当課所有の収入及び課税情報の提供又は閲覧する権限を委任します。 <div style="text-align: right;">氏名 ⑩</div>						

備考 障害福祉担当職員に収入及び課税情報の提供又は閲覧する権限を委任されない場合は、この用紙に前年度の課税所得及び収入を証明する所得証明書等を添付してください。

添付書類 医師の診断書 (身体障害者訪問入浴サービス事業用)

様式第2号 (第5条関係)

小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業利用決定（却下）通知書

第 号

年 月 日

様

小矢部市長



年 月 日付けで申請のあった身体障害者訪問入浴サービス事業の利用について、小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第6条の規定により通知します。

1 決 定

利用決定者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
認定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用料負担割合		支給量
注 意 事 項	1 事業を利用する際は、この通知書及び医師の診断書の写しを事業受託者に呈示してください。 2 申請書の記載事項に変更があったときは、その旨を届け出てください。	

2 却 下

却下理由	
------	--

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に小矢部市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、小矢部市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に小矢部市を被告として（訴訟において小矢部市を代表する者は小矢部市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第4号（第9条関係）

小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業利用変更（中止）届

年 月 日

（あて先）小矢部市長

年 月 日付けで決定を受けた身体障害者訪問入浴サービス事業の利用について、小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第9条の規定により提出します。

利用者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	〒 電話番号		

1 変更

変更事項	変 更 前	変 更 後

2 利用の中止

中止理由	
------	--

様式第5号（第10条関係）

小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業利用取消通知書

第 号

年 月 日

様

小矢部市長



年 月 日付けで決定した身体障害者訪問入浴サービス事業の利用について、小矢部市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

利用者	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日
取消理由		
上記の取消理由が発生した日	年 月 日	

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に小矢部市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、小矢部市長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に小矢部市を被告として（訴訟において小矢部市を代表する者は小矢部市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。